

重要無形文化財保持者とは？

重要無形文化財保持者とは、国の重要無形文化財に指定されている伝統工芸や芸能の名人を指す。美術品や考古遺物、歴史的建造物など、形のあるものを国宝に指定する国は多くあるが、日本はいち早く伝統音楽、芸能、工芸などの無形のことを文化遺産に指定した。このような慣行は、その国の文化や歴史にとって有形文化財と同様に重要なものであり、グローバル化や近代化によって均質化されることなく、後世に残すべきものである。

1950 年、政府は「文化財保護法」を制定し、文化遺産の保存と継承を支援するための枠組み作りに着手した。この法律は、重要無形文化財を構成するものを定義した最初のものであった。1954 年の改正により、この定義に適合する美術工芸品の指定制度が設けられた。この改正には、指定された技術や工芸を習得した個人や団体を「保持者」として認定し、その保存と振興を図る規定も含まれている。現在、これらの人々は「重要無形文化財保持者」、あるいは通称「人間国宝」と呼ばれている。

重要無形文化財と重要無形文化財保持者の選考は、文部科学省が行っている。大臣は、文化財の研究・普及を目的とした文化審議会に候補者を提出し、有識者の意見を聞きながら、指定するかどうかを決定する。

重要無形文化財保持者に認定されたのはわずか数百人しかおらず、その認定は亡くなるまで保持される。現在の保持者の数は 116 人だが、実際数はこれよりも少ない。この人数は国家予算で決められるもので、資格保持者には毎年少なくとも 200 万円の俸給が支給される。資金は、後継者の育成、公演や展示会の開催、映画などの記録物の作成にも使われる。

重要無形文化財の「工芸」には、陶芸、染織、漆芸、金工、木竹工、人形、和紙、撥鏝（ばちる、染めに象牙を彫る）、截金（細い金箔を張って模様を描く）の 9 分野があり、その中で、陶芸は彩釉、漆芸は蒔絵というように、特定の技法が認められている。

石川県は、これらの分野で多くの実績を残している。2022 年現在、石川県には人間国宝が 9 人、1 団体あり、県民一人当たりの重要無形文化財保持者の数は他県より多い。